

一日給一月十三日以上賃工二封ニ至る乃至五〇%値下

アヌコト

① 三都庄争議 (七、一白附)

兵庫県尼崎市南城内五丁

従業員 二一名 参加者 六名

深刻ナル不況ノタメ従業員借金値下シタル上尚借金不掛  
已十キニ至ルタルニ因リ七月一日争議入りモ劇場側三六監事

体業ヲ發表レ全員解雇申渡セルニテ承認自消滅

要求事項

一 即時借入五十五日今支拂ハセタシ

二 今後一興業毎二借金支給サレタシ

菱井第十六工場争議 (七、一七、二)

広島縣福山市寺町

労働者 二六名(女二)

参加者 全員

事業主死セシ後継者幼少ナルタメ工場ヲ用鎮レ  
全員解雇ヲ發表レタルニヨリ全國労働系福山第

労組合加入金員 七月一日ヨリ面接奉事ヲ決行

全市々會議員一輪ニヨリ全十日内満解決

要求事項

一 事業継続二ト

一経営不能場合工場ヲ職工ニ賃與サレタシ

一体事業當解雇手当ノ支給